

(別紙)

平成19年 3月23日付け付議第 1号事件
平成19年 5月16日付け付議第 2号事件
平成19年 7月11日付け付議第 3号事件
平成19年 9月12日付け付議第 4号事件
平成19年11月14日付け付議第22号事件
平成19年12月12日付け付議第23号事件
平成20年 3月12日付け付議第 3号事件
平成20年 5月21日付け付議第 4号事件
平成20年 7月 9日付け付議第 6号事件
平成20年12月10日付け付議第 9号事件
平成21年 2月 4日付け付議第 2号事件
平成21年 6月10日付け付議第 5号事件
平成21年11月26日付け付議第 6号事件
平成21年11月26日付け付議第 7号事件

準備書面(20)

平成22年3月17日

電波監理審議会主任審理官 殿

〒104-0061

東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階
ふじ合同法律事務所(送達場所)

電話番号 03-5568-1616

FAX 03-5568-1617

総務大臣代理人 弁護士 熊谷 明彦



指定職員

総務省総合通信基盤局電波部長

吉田



総務省総合通信基盤局電波部

電波環境課長

岡野直樹



電波政策課企画官

野水



電波環境課電波環境推進官

山下敬介



電波環境課電波監視官

山 田 鎌



総務大臣は、本準備書面において、平成 22 年 1 月 20 日の電波監理審議会の審理において主任審理官から次回審理までに主張するよう求められた、CISPR (国際無線障害特別委員会) 規格の我が国政策への影響等について主張するとともに、申立人らの準備書面 (11) に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等は、特に断らない限り従前の例による。

第 1 CISPR について

1 組織概要について

CISPR (Comité International Spécial des Perturbations Radioélectriques、国際無線障害特別委員会) については、杉浦参考人の陳述書 (乙 141 号証) において説明されているが、改めて、その概要について述べることにする。

(1) 目的及び審議事項について

CISPR は、無線障害に関する以下の各項に関して国際的合意を図り、これによって国際貿易を促進することを目的とした機関である。

ア 以下の妨害波発生源からの無線受信の保護

- ・あらゆる種類の電気機器
- ・電氣的な点火装置を有するシステム
- ・電氣的な輸送システムを含む電力供給システム
- ・工業・科学・医療用高周波設備
- ・音声及びテレビジョン放送受信機
- ・情報技術装置

イ 妨害波の測定法及び測定装置

ウ アにあげたシステムから発生する妨害波の許容値

エ 音声及びテレビジョン放送用受信機のイミュニティ要求事項及びその測定法

オ CISPR と他の IEC (International Electrotechnical Commission、国際電気標準会議) / ISO (International Organization for Standardization、国際標準化機構) 技術委員会の規格が重複する可能性がある場合の、受信機以外の装置類に関する妨害波許容値及びイミュニティ要求事項の協議

カ 電気機器の妨害波抑制にかかわる安全規制の影響

(2) 組織の位置づけ及び構成について

CISPR は 1934 年に設立され、現在は、IEC の特別委員会である。また、事務局 (Secretariat) は英国に置かれている。

国際規格の制定機関としての機能は、IEC の他の TC (Technical Committees、技術委員会) と同様であるが、特別委員会の名のおり、その地位はほかの TC とは異なり、IEC に加盟している各国の国内委員会 (29 か国が正式参加、11 か国がオブザーバ参加。) に加え、無線妨害の抑圧に関心をもつ国際機関も構成員となっている。

なお、国際機関は、CISPR の国際規格案に対する投票権は有しない。

(3) 沿革及び歴史について

1933 年、フランスのパリにおいて、IEC をはじめ関係の国際機関が集まって無線

通信障害に関する問題を討議し（なお、日本は IEC が創設された 1906 年から IEC に加盟している。）、その結果、妨害波の許容値とその測定法について国際的統一を図り、もって物品や役務の国際取引を容易にする必要性が合意され、それを検討するための機関として CISPR を設立することが決定された。この経緯から、CISPR は、設立当初は IEC から独立した組織であり、CISPR で制定した規格は CISPR Publication として、IEC 規格とは別に刊行された。ただし、事務局は IEC 内に置かれることとなった。

CISPR の第 1 回総会は 1934 年にフランスのパリで開催された。この第 1 回総会開催をもって、CISPR の設立とされている。このときの組織構成としては、総会の下に、許容値を担当する A 小委員会と、測定法を担当する B 小委員会の二つの小委員会があるのみであった。

第 2 次世界大戦が勃発するまで、1939 年の第 8 回総会まで活動が継続されたが、第 2 次世界大戦の勃発により、それ以後 1946 年まで活動を休止している。

第 2 次世界大戦後の活動は、1946 年に開催された第 9 回総会から再開された。また、1953 年の第 12 回総会で運営委員会 (Steering Committee) が、1958 年の第 14 回総会で安全を担当する C 小委員会が新たに設置された。これらの組織は、1973 年に開催された第 19 回総会において改正が行われた。

(4) 組織構成について

CISPR は、最高議決機関である総会 (Plenary Assembly) 以下、運営委員会 (Steering Committee) のほか、担当する分野ごとに A、B、D、F、H 及び I の 6 つの小委員会 (Sub Committee) が置かれており、更に運営委員会及び各小委員会のもとに、必要に応じ、作業班 (Working Group) が置かれている。

それぞれの小委員会の所管は、次のとおりとなっている。

- ・ A 小委員会：無線妨害波測定及び統計的手法
- ・ B 小委員会：工業、科学及び医療用高周波装置並びに架空送電線、高電圧機器及び電気鉄道からの妨害
- ・ D 小委員会：自動車及び内燃機関が駆動する装置の電気・電子装備品に関する電磁妨害
- ・ F 小委員会：家庭用電気機器及び照明装置からの妨害及びイミュニティ
- ・ H 小委員会：無線業務保護のための妨害波許容値
- ・ I 小委員会：情報技術装置、マルチメディア機器及び受信機の EMC

(5) 定例会議等について

ア 総会

総会は毎年開催され、CISPR を構成する各国国内委員会及び国際機関の代表で構成され、人事、組織改正、運営委員会からの付議事項などを審議する。

イ 運営委員会

運営委員会は、CISPR の議長、副議長、幹事、議長が委嘱した委員、CISPR を構成する国際機関の代表者、小委員会議長、IEC 本部役員により構成され、毎年開催される。

ウ 各小委員会及び作業班

各小委員会及び作業班は、その必要が生じた都度開催される。

2 CISPR 規格について

(1) CISPR 規格の国際的な位置づけについて

我が国も加盟する WTO (World Trade Organization、世界貿易機関) の TBT (Technical Barriers to Trade、貿易の技術的障害) に関する協定 (以下「WTO/TBT 協定」という。) は、工業製品等の各国の規格及び規格への適合性評価手続き (規格・基準認証制度) が不必要な貿易障害とならないよう、国際規格を基礎とした国内規格策定の原則、規格作成の透明性の確保を規定している。

ここにいう国際規格とは、国際標準化機関によって採択され、一般の人々が入手できる規格とされており、国際標準化機関である IEC が策定した規格は、これに含まれる。したがって、IEC の特別委員会である CISPR が策定した CISPR 規格は、当然に国際規格と見なされ、WTO 加盟国である我が国にあっては、妨害波の許容値及び測定法を強制規格として制定するに際しては、CISPR 規格等の国際規格を基礎として用いることが求められる。

(2) 既存及び新規検討中の CISPR 規格について

国際規格となる CISPR 規格は、その分野ごとに番号をつけた形で呼称される。現在、以下の規格が存在する。

- ・ CISPR11 工業・科学・医療用高周波装置の妨害波許容値及び測定法
- ・ CISPR12 自動車、モーターボート、内燃機関装置の妨害波許容値及び測定法
- ・ CISPR13 音声及びテレビジョン放送受信機の妨害波許容値及び測定法
- ・ CISPR14 家庭用電気機器・電動工具及び類似機器の妨害波許容値、イミュニティ要求事項及び測定法
- ・ CISPR15 電気照明機器及び類似機器の妨害波許容値及び測定法
- ・ CISPR16 妨害波及びイミュニティ測定装置及び測定法
- ・ CISPR17 妨害波抑制フィルタの特性測定法
- ・ CISPR18 架空電力線及び高電圧装置の妨害波特性
- ・ CISPR19 電子レンジからの 1 GHz 以上の妨害波の置換測定法
- ・ CISPR20 音声及びテレビジョン放送受信機のイミュニティ要求事項及び測定法
- ・ CISPR21 移動無線に対する自動車雑音による妨害
- ・ CISPR22 情報技術装置の妨害波許容値及び測定法
- ・ CISPR24 情報技術装置のイミュニティ要求事項及び測定法
- ・ CISPR25 車載受信機の保護のための妨害波許容値及び測定法
- ・ CISPR/TR28 工業・科学・医療用高周波装置の割当周波数内における妨害波レベルの指針
- ・ CISPR/TR29 テレビジョン放送受信機及び付属装置のイミュニティ要求事項の客観評価
- ・ CISPR/TR30 蛍光灯の電子回路式安定器からの妨害波試験法
- ・ CISPR/TR31 無線業務の特性に関するデータベース

上記のうち、PLCの妨害波に関する技術基準についてはCISPR22の対象とされており、当該CISPR22の改訂として国際規格の策定が進められている。

3 CISPR規格の策定過程

CISPR規格を含むIEC規格の策定手順については、乙151号証のとおりであるが、乙151号証2頁の「図11：規格開発の手順」に沿って、特に、実際の作業段階である「作成段階」以降の流れについて、具体的にCISPRに当てはめた上で概説する。

(1) 作成段階

CISPRの小委員会に設けられた、当該小委員会を構成するIEC正会員（Pメンバーという。）である各国国内委員会が指名する専門家により構成されるWG（作業班）又はPT（プロジェクトチーム）において、CISPR規格案のWD（作業原案。以下同じ。）が作成される。作成されたWDは、上部の小委員会に上げられる。

(2) 委員会段階

小委員会では、WDを踏まえ、当該小委員会を構成する各国国内委員会において、CD（委員会原案。以下同じ）の作成に向けた審議が行われる。

具体的には、CDについて各国国内委員会に対して意見の提出を求め、提出された意見を集約して最終的なCDが作成される。一度で意見が集約しない場合には、繰り返しCDが作成され、審議が行われることとなる。

なお、委員会段階では、各国国内委員会による投票という過程は存在しない。

(3) 照会段階

CDが作成された後（委員会段階を通過した後）、CDV（投票用委員会原案。以下同じ。）が作成され、全てのPメンバーである各国国内委員会に回付され、意見の提出及び賛否の投票が求められる。

CDVについては、Pメンバーの3分の2以上の賛成、及び反対が総投票数の4分の1以下という条件を満たした場合にのみ、FDIS（最終国際規格案）の原稿が作成される。

なお、投票で否決された場合、CDVの改正版を回付しての再投票、CDの改正案を回付しての意見の審議等の処理が行われる。

(4) 承認段階・発行段階

全てのIEC正会員の各国国内委員会にFDISが回付され、意見の提出及び賛否の投票が求められる。

(3)同様の条件を満たした場合にのみ、承認されてから2ヶ月以内にIS（国際規格。CISPRの場合にはCISPR規格）として正式に発行されることとなる。

また、投票で否決された場合、小委員会に差し戻される。

第2 CISPR規格の我が国政策への反映

1 CISPR規格の国内規格化について

現在は、昭和63年9月26日付け郵通技第103号の諮問書をもって、郵政大臣（当時）から電気通信技術審議会会長（当時）に対して諮問した「諮問第3号 国際無線

障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」に基づき、国内規格化が必要と思料される CISPR 規格については、CISPR 委員会で国内規格化に向けた審議が行われ、CISPR 委員会からの報告を踏まえた情報通信審議会での審議を経て、総務大臣に答申される。

また、当該答申の内容が、電波法に基づく規制を要するものであれば、政府（総務大臣）において、電波法等の改正等、法制化を行っている。

2 本件 PLC に係る今後の対応について

本件 PLC に関する CISPR 規格については、未だ CISPR において策定されていないが、策定された場合において、当該勧告の内容が本件 PLC の技術基準と大きく異なることとなった場合には、「平成 18 年度情報通信審議会答申 諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「高速電力線搬送通信設備に係る許容値及び測定法」（乙 4 号証）の 5.2 において、「高速 PLC 設備の漏えい電波に関して、無線通信規則や CISPR 規格が策定された場合は、必要に応じて許容値及び測定法を見直すことが重要である。」とされているとおり、CISPR 等国際標準化機関における PLC に係る規則、規格等を勘案しつつ、必要性を判断した上で、許容値及び測定法を見直すことはあり得ると考える。

第 3 申立人らの平成 22 年 1 月 15 日付け準備書面（11）について

1 「1」について

申立人らには、CISPR SC-I では、日本が提案していた PLC 許容値及び測定法も含めた PLC 国際規格草案について、各国の CISPR 国内委員会に意見を求め、日本提案の部分について否定する結論が出された。」と主張しているが、これは、照会段階（第 1 の 3 (3) 参照）での CDV を作成するにあたっては、まずは欧州が主張する技術基準（通称「タイプ 1」。以下同じ。）の草案を採用し、我が国の主張する技術基準（通称「タイプ 2」。以下同じ。）は別に検討するとされたものに過ぎない。CDV とは別に、引き続き、タイプ 2 については、委員会として CD の作成に向けた検討をすることとされていることから、タイプ 2 を否定する結論が出されたとする主張は誤りである。

また、申立人らには、これは、世界の電磁環境適合性（EMC）の専門家により、異議申立人らの主張の正しさが証明されたことを意味するものである。」と主張しているが、先に述べたとおり、そもそもタイプ 2 を否定するとの結論が出されたものではないことから、当該主張は失当であると言わざるを得ない。

2 「2」について

申立人らが 2 (1) で言及している甲 189 号証及び 190 号証については、1 月 20 日の電波監理審議会の審理において、その存否等について主任審理官から釈明が求められたことから、次のとおり釈明する。

(1) 甲 189 号証について

申立人らが甲 189 号証として提出した CISPR の文書である「CIS/I/301/CD」は、I 小委員会が作成した CD であり、I 小委員会を構成する各国国内委員会に対して 2009 年 7 月 31 日に発出された文書であり、意見の提出期限は 2009 年 11 月 26 日とされていたものである。

CD の内容は、それまでに I 小委員会で検討が進められていた 2 種類の PLC 設備について、それぞれの許容値等を併記したものとなっている。2 種類の PLC 設備のうち、1 つは「タイプ 1」と呼ばれ、特定の無線通信を保護するために、当該周波数についてノッチ及び送信電力制御を採用することが提案されていたもの、1 つは「タイプ 2」と呼ばれ、我が国の主張する技術基準とほぼ同様のものであり、ノッチ及び送信電力制御を行うまでもなく無線通信を保護するものとして提案されていたものである。

(2) 甲 190 号証について

申立人らが甲 190 号証として提出した CISPR の文書である「CIS/I/321/CC」は、CC (意見集) と呼ばれる文書であり、CIS/I/301/CD に対して各国国内委員会から提出された意見及び当該意見に対する I 小委員会幹事の意見がまとめられたものであり、2010 年 1 月 8 日に各国国内委員会に対して発出された文書である。

本文書によると、各国国内委員会から提出された意見を踏まえ、I 小委員会幹事としては、本 CD (CIS/I/301/CD) にタイプ 2 は含めないこととされている。

なお、これは、甲 189 号証 (CIS/I/301/CD) に対する各国国内委員会からの意見提出の期限後に開催された、I 小委員会に設置されている PLC 検討のためのプロジェクトチームにおいて、タイプ 1 とタイプ 2 については別の文書を作成することとした上で、タイプ 1 を優先するとの合意が得られたことが前提となっている。

3 「3」について

申立人らにあっては、「本件 PLC 技術基準の欠陥については、本文書に簡潔に示すように、CISPR における EMC の専門家によって独立に確認された。」と、委員会段階 (第 1 の 3 (2) 参照) という検討過程における各国国内委員会から提出された意見をして、あたかも CISPR としての最終的な意見であるかのような主張を行っているが、第 1 の 3 で述べたとおり、国際規格となるまでには、委員会段階以降の過程においても各国国内委員会による意見の提出が予定され、各段階で如何なる意見が示されるかは現段階では不明であり、「本件 PLC の技術的な欠陥は、既に誰の目にも明らかである。」との主張は、国際規格の策定過程を無視した、乱暴かつ性急な主張であると言わざるを得ない。

また、申立人らにあっては「平成 18 年 9 月 13 日に開催された第 909 回電波監理審議会でも、「必要と考えられる場合には、2MHz から 30MHz までの周波数を使用する電力線搬送通信設備の技術基準を見直すこと」とされているところ、現に「必要と考えられる場合」が確認されたのであるから、速やかにこれまでの全ての型式指定を取り消すとともに、PLC 技術基準を見直すべきである。」と主張しているが、当該審議会では、「許可」に係る技術基準を規定する無線設備規則の一部改正について審議が行われたのであって、申立人らが本審理で主張している「型式指定」に係る技術基

準を規定する電波法施行規則について審議が行われたものではないことから、そもそも申立人らの主張は失当である。

なお、申立人らが言及している平成18年9月13日の第909回電波監理審議会での審議を踏まえた、総務大臣への答申書（平成18年9月13日付け電審第78号）（乙153号証）には、「情報通信審議会の答申にもあるとおり、許可した設備と他の無線利用との共存状況を把握し、必要と考えられる場合には2MHzから30MHzまでの周波数を使用する電力線搬送通信設備の技術基準を見直すこと。また、高速電力線搬送通信設備の漏えい電波に関して無線通信規則やCISPR規格が策定された場合には、必要に応じて本技術基準を見直すこと。」とされており、CISPR規格も策定されていないことから、現段階で無線設備規則に規定する技術基準を見直す必要がないことを参考までに述べておく。

また、本件PLCに係る今後の対応については、第2の2のとおりである。

第4 CISPRにおけるPLCに係る技術基準の検討の現状について

第3の1で述べたとおり、タイプ1を記載したCDVの作成と、タイプ2に係るCDVの作成が並行して進められる予定であったが、本年1月8日、CISPRのI小委員会からCISPRを構成する各国国内委員会に対し、照会段階に移行してCDVを作成するか否かについての意見を求める質問書（CISPR文書：CIS/I/322/Q）が送付されたところである。

これに対する各国国内委員会からの意見を踏まえ、本年2月26日、タイプ1を記載したCDVは作成しないこととされるとともに、PLCに係るCISPR規格案の今後の取扱いについては、本年10月以降に改めて検討されることとされている（CISPR文書：CIS/I/325/RQ）。